



# 広島県報

定期  
第16号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 規則

### 告示

未熟児養育医療費用徴収規則の一部を改正する規則 (県法規登載)	二
平成十九年から平成二十年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等	二
字の区域の変更	(財産管理室) 二
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定	(市町行政室) 三
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定の解除	(危機管理室) 四
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定	( ) 四
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の解除	( ) 四
救急病院等の認定	( ) 四
生活保護法の規定による医療機関の指定	(医療対策室) 四
生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	(社会援護室) 四
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地の変更	( ) 五
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	( ) 五
車両制限令の規定による通行する車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定	( ) 五
車両制限令の規定による通行する車両の高さの最高限度を四・メートルとする道路の指定	(道路河川管理室) 五
道路の区域変更	( ) 六
道路の供用開始	( ) 六
二級河川本川水系河川整備計画の策定	(河川企画整備室) 七

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防室) 七
平成十七年広島県告示第千二百九十八号(建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を改正する告示	(建築指導室) 七

### 公告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(文化・県民協働室) 八
広島県労働委員会委員の任命	(労働福祉室) 八
県営土地改良事業変更計画の樹立(二件)	(土地改良室) 八
市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	( ) 九
開発行為に関する工事の完了	(都市企画室) 九
換地処分(市町)	(建築指導室) 九
土地改良事業の工事の完了	(東広島地域事務所) 九
"	( ) 九
"	(備北地域事務所) 九

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定	( ) 一〇
個人演説会等を開催することができる施設についての変更	( ) 一〇
個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消	( ) 一〇

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示	( ) 一三
広島高速道路公社公告	( ) 一三
道路整備特別措置法施行令及び車両制限令の規定による通行する車両の高さの最高限度を四・メートルとする道路の指定	( ) 一四

## 公布された規則のあらまし

- 一 改正の要旨  
未熟児養育医療費用徴収規則の一部を改正する規則(規則第六号)(こども家庭支援室)
- 二 施行期日

平成十九年三月一日

## 規 則

未熟児養育医療費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第六号

未熟児養育医療費用徴収規則の一部を改正する規則

未熟児養育医療費用徴収規則（昭和三十四年広島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条の規定による自立支援医療費の支給（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号の育成医療に係るものに限る。以下「育成医療の給付」という。）又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 広島県告示第九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定によつて、平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間の県の業務委託（建設工事、土木建築工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の追加申請手続等を次のとおり定めた。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 競争入札に参加できない者

1 政令第六十七條の四第一項及び第二項の規定に該当する者

2 営業に必要な許可、認可などを受けていない者

3 競争入札参加資格審査申請書を提出するときに広島県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

## 二 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、県が指定する様式による競争入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、既に入札参加資格の認定を受けている者は、既に提出している書類と変更がない場合に限り1、4、5、6及び9について添付しないことができる。

1 資格審査の申請日の属する事業年度の直前事業年度の決算書の写し  
2 広島県の県税に係る納税証明書（滞納がないことを広島県地域事務所長が証明したものの（写し可））

3 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納税額がないことを税務署長が証明したものの（写し可））  
4 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（写し可）

5 申請者が個人の場合は、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書（写し可）  
6 印鑑証明書（写し可）

7 申請業種に関連する許可等取得している場合は、その許可証等の写し  
8 返信用封筒（定形封筒に返信先あて名を明記し、八十円切手をはったもの）

9 委任状（権限を支社長、営業所長などに委任する場合に限る。）  
三 申請書等の作成に用いる言語

申請書等、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、申請書等及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率によつて日本国通貨に換算し記載するものとする。

## 四 申請書等の提出先及び提出方法

広島県総務部財務局財産管理室（〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号「広島県庁舎本館三階」）に持参又は郵送によつて提出すること。

また、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機「入出力装置を含む。以下同じ。」と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請（以下「電子申請」という。）することもできる。

## 五 申請書等の提出期間



田龍	六〇一、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五	田龍
一一三の四		

広島県告示第九十三号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定による指定地方公共機関として、平成十九年二月二十一日次のものを指定した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田 雄山

名	称	所	在	地
株式会社中国バス		福山市多治米町六丁目二番三		号

広島県告示第九十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定による指定地方公共機関の指定を次のとおり解除した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田 雄山

名	称	所	在	地	解	除	年	月	日
中国バス株式会社		福山市多治米町六丁目二番三		号	平成	一九	二	二〇	日

広島県告示第九十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定による指定地方公共機関として、平成十九年二月二十一日次のものを指定した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田 雄山

名	称	所	在	地
株式会社中国バス		福山市多治米町六丁目二番三		号

広島県告示第九十六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定による指定地方公共機関の指定を次のとおり解除した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田 雄山

名	称	所	在	地	解	除	年	月	日
中国バス株式会社		福山市多治米町六丁目二番三		号	平成	一九	二	二〇	日

広島県告示第九十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田 雄山

名	称	所	在	地	効	力	を	有	す	る	期	限	備	考
総合病院 字病院 藤井病院	三原赤十字病院	三原市東町二丁目七番一		号 福山市鞆町鞆三三番地	平成	三	二	二	八	日	更新		更新	
					平成	三	二	二	八	日	更新			

広島県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田 雄山

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
白須整形外科クリニック		三原市港町一丁目六		六	平成	一九	二	月	一日
檀上内科医院		尾道市西御所町九		九	平成	一九	一	月	一日
さくらクリニック		尾道市向島町五四三七		一	平成	一八	二	月	一日
佐伯耳鼻咽喉科		三次市十日市中三		一一三五	平成	一九	一	月	一日

フアミリー歯科診療所	三原市城町二二一七	平成一九年一月一日
ののやま矯正歯科医院	東広島市西条本町二二九	平成一九年一月一日
原田薬局	竹原市中央四丁目四二四	平成一九年一月一日
有限会社ジエイ・ウィル さくら薬局宮島口店	廿日市市宮島口西二丁目五〇	平成一九年一月一日
ひまわり訪問看護ステーション	尾道市久保二丁目一五一七	平成一八年二月二七日

広島県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

名	新	旧	所在地	変更年月日
里見歯科	しつはら歯科	呉市郷原野路の里一丁目一七六	平成一八年九月一日	

広島県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

名称	新	旧	所在地	変更年月日
安芸地区医師会熊野町訪問看護ステーション	安芸郡熊野町三八九五番地の一	安芸郡熊野町大字貴船五八番地	平成三年二月一日	

広島県告示第百二一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医

療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。  
平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	廃止年月日
大瀬戸内科	呉市吉浦本町二丁目三一六	平成一八年二月一日
クリニックほほえみ三條	呉市三條三三五	平成一八年二月三日
檀上内科医院	尾道市西御所町八一五	平成一八年二月三日
さくらクリニック	尾道市向島町五四三七	平成一八年二月二〇日
佐伯耳鼻咽喉科	三次市十日市中三丁目二二三五	平成一九年一月六日
堀川町眼科	安芸郡海田町堀川町一五	平成一八年二月三日
己斐歯科医院	呉市宮原一三丁目七一	平成一九年三月三日
フアミリー歯科診療所	三原市城町二丁目二一七	平成一八年二月三日
ののやま矯正歯科医院	東広島市西条岡町九七	平成一八年二月三日
あじさい薬局	竹原市中央四丁目五二五	平成一八年二月三日
ひまわり老人訪問看護ステーション	尾道市久保二丁目一三一四	平成一六年五月三日

広島県告示第百二二号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

指定する道路の路線名及び区間	区間
一	
路線名	区間
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町大字有田字明神一七七番地先中国自動車道千代田インターチェンジから 安芸高田市八千代町一三五番七地先一般国道五四号交点まで
県道呉環状線	呉市焼山中央二丁目二五二六番六地先から 呉市郷原町惣上六七〇三番一地先一般国道三七五号交点まで

県道廿日市港線	廿日市市下平良二丁目一〇六七番二地先から廿日市市串戸六丁目二九番七地先一般国道二号交点まで
県道矢野海田線	広島市安芸区矢野新町二丁目一〇番八地先から安芸郡海田町浜角二二四八番四地先まで
県道下三永吉川線	東広島市西条町田口字西中郷一一九七番一地先から東広島市田口研究団地七二二番一地先まで

二 指定する期日  
平成十九年四月一日

広島県告示第二二三号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定によって、通行する車両の高さの最高限度が、四・一メートル以下である道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第十条第一項の規定によって、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路 線 名	区 間
県道広島空港線	三原市本郷町善入寺字平岩六四番一五地先から東広島市河内町入野字鷹ノ巣一八七六番一地先山陽自動車道河内インターチェンジまで
県道矢野海田線	安芸郡海田町南堀川町一三四九番三地先から安芸郡海田町浜角二二四八番四地先まで

二 指定する期日  
平成十九年四月一日

三 通行方法  
前記一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集  
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上、走行すること。

広島県告示第二二四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類 県道	二 路線名 鞆松永線	三 道路の区域	区 間	新旧の敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			福山市柳津町二丁目二二五番一地先から福山市今津町四丁目七六番一地先まで	旧 四・〇〇 六・二〇	延 一、八二二 〇〇	
			福山市柳津町二丁目二二五番一地先から福山市松永町六丁目一八九番二地先まで	旧 一、九二〇 五五・〇〇	延 九四五・〇〇	
			福山市柳津町二丁目二二五番一地先から福山市今津町四丁目七六番一地先まで	新 四・〇〇 六・二〇	延 一、八二二 〇〇	
			福山市柳津町二丁目二二五番一地先から福山市松永町三丁目一八八番二七地先まで	新 一、九二〇 五五・〇〇	延 〇〇、一〇四 〇〇	
			福山市松永町三丁目一一番一、二地先から福山市今津町四丁目三五番一地先まで	新 二、八〇〇 〇〇	延 四二二・〇〇	ダブルウェイ区間延伸一部ルート変更 長一〇・二〇メートル

道路の種類

一般国道  
二 路線名  
二 号  
三 道路の区域

区 間		新旧 の別 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
福山市今津町二丁目七七番一地从先から 福山市今津町四丁目三五番一地从先まで		新 一六・〇〇 三三・四〇	旧 二六・〇〇 二七・六〇	五九・二〇 五九・二〇	幅 拓

広島県告示第二百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道鞆松永線	福山市松永町六丁目二七三番一地从先から 福山市松永町六丁目一八七番一地从先まで 福山市松永町三丁目一四四番五地从先から 福山市松永町三丁目一〇四番四地从先まで	平成十九年三月一日

広島県告示第二百六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の規定によって、二級河川本川水系河川整備計画を平成十九年二月二十二日に定めた。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県東広島地域事務所建設局竹原支局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
峠A地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	峠	城山	三七八番一	標柱一号
			三六〇番一	標柱二号
			三五六番一	標柱三号
			三七八番四	標柱四号及び五号
			三九〇番一	標柱六号から八号まで
			三八〇番四四	標柱九号
			三七八番五九	標柱一〇号
			三七八番五八	標柱一一号

広島県告示第二百八号

平成十七年広島県告示第千二百九十八号(建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 中「及び福山市」を、「福山市及び東広島市」に改める。
- 三の1中「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第一項、第六項若しくは第九項、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条第一項」を「独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十二条第一項第一号、第二号若しくは第五号若しくは附則第七条第二項第一号若しくは第二号イ」に改める。
- 三の2中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人広島県環境保全創生委員会	中原 健治	広島県広島市南区宇品海岸二丁目五番五号	この法人は、県民、行政、企業に対して、環境保全創生、次世代を担う子供たちの育成に関する事業等を行い、地域社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。	名称の変更	平成一九年二月一九日
特定非営利活動法人とらい工房	田中 秀文	広島県広島市安佐南区古市三丁目四番五号	本法人は、地域に住む精神障害者に対し、就労支援、生活支援等を行い、個々人が住みやすい街づくりを貢献していくことを目的とする。	目的及び特定非営利活動に係る事業の変更	平成一九年二月一九日

広島県労働委員会委員の任期満了に伴い、第四十一期委員として平成十九年三月一日、次の者を任命した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

公益委員

秋田智佳子 弁護士

河野 隆 公認会計士

辻 秀典 安田女子大学現代ビジネス学部教授

職立 廣幸 弁護士

秦 清 弁護士

労働者委員

池田久美子 広島私学教職員組合連合執行委員

小田 一幸 マツダ労働組合執行委員長

金尾 博行 JFEスチール福山労働組合執行委員長

宮地 稔 日本労働組合総連合会広島県連合会会長  
芳野 守雄 NTT労働組合中国総支部執行委員長  
使用者委員

塩満 和彦 三菱重工株式会社広島製作所総務部部長  
鷹尾伏 彪 株式会社ダイクレ取締役常務執行役員管理本部長  
田中登志子 メガネの田中チエーン株式会社代表取締役社長  
早川 雅則 早川ゴム株式会社代表取締役社長  
柳本 良逸 広島県経営者協会常勤顧問

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によって、尾道市因島所在の重井地区県営土地改良事業(かんがい排水事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年三月一日 広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間 平成十九年三月一日から平成十九年三月二十二日まで

二 縦覧場所 尾道市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によって、尾道市因島所在の重井地区県営土地改良事業(農業用道路整備事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。



平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

一 縦覧期間

平成十九年三月一日から平成十九年三月二十二日まで

二 縦覧場所

尾道市役所

庄原市所在の備北西部地区(口和工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十五年十一月二十一日完了した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

庄原市所在の高茂金田地区(石谷工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十五年三月二十日完了した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

世羅郡世羅町所在の広島中央地区県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十八年二月九日完了した。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、府中町から、広島圏都市計画下水道 府中公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年三月一日

広島県知事 藤田雄山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三原市明神三丁目四一〇番一から四一〇番四まで、三七五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市皆実四丁目五番一八号

晃栄不動産有限公司

代表取締役 大名 耐三

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があった。

平成十九年三月一日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

事業主体	東広島市	地区名	宮郷	事業名	区画整理事業	換地処分年月日	平成十九年二月一九日
------	------	-----	----	-----	--------	---------	------------

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があった。

平成十九年三月一日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

事業主体	大崎上島町	地区名	向山地区	事業名	農業用道路整備事業 農業用排水施設整備事業	完了年月日	平成二十三年三月二六日
------	-------	-----	------	-----	--------------------------	-------	-------------

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があった。

平成十九年三月一日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

事業主体	庄原市	地区名	小奴可(一工区)	事業名	農業用道路整備事業	完了年月日	平成二十七年三月三日
------	-----	-----	----------	-----	-----------	-------	------------

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、呉市選挙管理委員会、福山市選挙管理委員会及び庄原市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年三月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名	所在地	指定年月日
呉市情島老人健康ホーム	呉市阿賀町一三〇〇四番地	昭和五四年一月一日
福山市つつみ市民交流センター	福山市内海町八八番地の六〇	平成一九年二月一日
庄原市田森基幹集落センター	庄原市東城町粟田一七二五番地一	平成一七年三月二日
庄原市八幡多目的研修集会所	庄原市東城町森二六六八番地二	平成一七年三月二日
庄原市内堀健康増進センター	庄原市東城町内堀一〇〇番地一	平成一七年三月二日
庄原市高野体育館	庄原市高野町新市一七一一番地	平成一七年三月二日
庄原市ふれあいの里福田	庄原市比和町三河内二七七〇番地一	平成一七年三月二日
庄原市ふれあいの里木屋原	庄原市比和町木屋原二二九番地	平成一七年三月二日

広島県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、呉市選挙管理委員会、尾道市選挙管理委員会、庄原市選挙管理委員会、廿日市市選挙管理委員会、江田島市選挙管理委員会及び安芸太田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年三月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

名称	所在地	変更事項	変更後
呉市老人福祉センター(昭和中央集会所)	呉市焼山中央一丁目二番三三三号	所在地	呉市焼山中央四丁目四番一八号
波多見老人集会所	呉市首戸町波多見四丁目三番三三三号	名称	呉市波多見老人集会所
先奥老人集会所	呉市首戸町先奥三丁目三番三三三号	名称	呉市先奥老人集会所
宇和木老人集会所	呉市倉橋町五九二番地の二	名称	呉市宇和木老人集会所
向老人集会所	呉市蒲刈町向七三三番地	名称	呉市向老人集会所
田戸老人集会所	呉市蒲刈町田戸九二四番地一〇	名称	呉市田戸老人集会所
いきいきサロン三成	尾道市美ノ郷町三成一九五番地の一	所在地	尾道市美ノ郷町三成一九五番地一
いきいきサロン浦崎	尾道市浦崎町字弓場北七三番地の五	所在地	尾道市浦崎町七三番地五
いきいきサロン大元山	尾道市高須町六七九番の一	所在地	尾道市高須町六七九番地一
いきいきサロン藤井川	尾道市美ノ郷町本郷二二七四番地の二	所在地	尾道市美ノ郷町本郷二二七四番地二
いきいきサロン山波	尾道市山波町一六三三番地の一	所在地	尾道市山波町一六三三番地一
いきいきサロン三美園	尾道市美ノ郷町三成字内郷二二七九番地の九六	所在地	尾道市美ノ郷町三成二二七九番地一四六
尾道市内郷人権文化会館	尾道市美ノ郷町三成三七二番地の三三	所在地	尾道市美ノ郷町三成三七二番地三三
尾道市阿吹人権文化会館	尾道市美ノ郷町本郷三九五三番地の一六	所在地	尾道市美ノ郷町本郷三九五三番地一六
尾道市下三成人権文化会館	尾道市美ノ郷町三成一八番地の一	所在地	尾道市美ノ郷町三成一八番地一
尾道市福田人権文化会館	尾道市西藤町一五六六番地の一	所在地	尾道市西藤町一五六六番地一

中平良集会所	砂原集会所	佐方西集会所	宮園二丁目集会所	橋本集会所	後畑集会所	上平良集会所	佐方上集会所	庄原市比和ふれあいセンター	庄原市北後迫老人集会所	庄原市大歳集会所	愛いきいきサロン友	いきいきサロン木頃	いきいきサロン下西	いきいきサロン新高山	尾道市浦崎人権文化会館	尾道市大田人権文化会館	尾道市阿草人権文化会館	尾道市割石人権文化会館
廿日市市上平良一三〇六番地の二	廿日市市宮園七丁目一六五一番地の二	廿日市市佐方一〇五八番地の二	廿日市市宮園二丁目七番地の二	廿日市市原五六〇番地の二	廿日市市原二三八番地の二	廿日市市上平良一〇三二番地の二	廿日市市佐方六二六番地の二	庄原市比和町比和七九二番地	庄原市上原町九九番地一	庄原市東本町四丁目一七号	尾道市西藤町二五八九番地の二	尾道市美ノ郷町中野一〇四七番地の三	尾道市西藤町四二六番地の二	尾道市新高山二丁目二六三二番地三八三	尾道市浦崎町二二〇二番地の五	尾道市高須町一五一九番地の二	尾道市高須町二五七二番地の二	尾道市西藤町一三七三番地の三
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	名称	名称	名称	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
廿日市市上平良一三〇六番地一	廿日市市宮園七丁目一六五一番地一	廿日市市佐方一〇五八番地一	廿日市市宮園二丁目七番地二二	廿日市市原五六〇番地二	廿日市市原二三八番地二	廿日市市上平良一〇三二番地一	廿日市市佐方六二六番地一	庄原市比和自治振興会館	庄原市北後迫老人集会所	庄原市大歳下集会所	尾道市西藤町二五八九番地一	尾道市美ノ郷町中野一〇四七番地三	尾道市西藤町四二六番地二	尾道市新高山二丁目二六三二番地三八三	尾道市浦崎町二二〇二番地五	尾道市高須町一五一九番地一	尾道市高須町二五七二番地一	尾道市西藤町一三七三番地三

中央集会所	老人の家福寿荘	第三集会所	第二集会所	第一集会所	第一集会所	光ヶ丘集会所	花上集会所	光ヶ丘集会所	速谷集会所	畑口集会所	佐原田集会所	北山集会所	宮園八丁目集会所	宮園上二丁目集会所	四季が丘十二丁目集会所	的場集会所
廿日市市吉和三六二四番地の二	廿日市市吉和一五一一番地の二	廿日市市吉和甲三三八二番地の二	廿日市市吉和七三五番地	廿日市市吉和一六〇番地七	廿日市市友田二四番地四九	廿日市市津田一七二六番地	廿日市市阿品台一丁目二番八号	廿日市市陽光台一丁目一番地の三	廿日市市宮内三六七〇番地の二	廿日市市宮内四二四〇番地の二	廿日市市宮内一〇〇五番地の二	廿日市市宮内八丁目四番地一	廿日市市宮園上二丁目一番地の二	廿日市市宮園上二丁目三番地一九	廿日市市宮園七丁目一六五一番地五	廿日市市宮園七丁目一六五一番地五
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
吉和中央集会所	吉和第三集会所	吉和第一集会所	吉和第一集会所	吉和第一集会所	佐伯光ヶ丘集会所	廿日市市津田一七二六番地二	廿日市市光ヶ丘集会所	廿日市市陽光台一丁目一番地三	廿日市市宮内三六七〇番地一	廿日市市宮内四二四〇番地二	廿日市市宮内一〇〇五番地一	廿日市市宮園八丁目四番地一	廿日市市宮園上二丁目一番地一	廿日市市四季が丘十一丁目三番地一九	廿日市市宮園七丁目一六五一番地五	廿日市市宮園七丁目一六五一番地五



切串保育所	江田島市江田島町切串三丁目三四番三五号	名 称	切串保育園
宮ノ原保育所	江田島市江田島町宮ノ原二丁目一一番七号	名 称	宮ノ原保育園
江南保育所	江田島市江田島町江南二丁目八番二四号	名 称	江南保育園
加計町民体育館	山県郡安芸太田町大字加計三三八番地一	名 称	安芸太田町加計体育館
筒賀村民福祉センター	山県郡安芸太田町大字中筒賀二八〇二番地五	名 称	安芸太田町筒賀福祉センター

広島県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会及び安芸太田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年三月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
融光会館	江田島市大柿町大字大原字大附六一三番地	平成一六年一月一日
南部老人集会所	山県郡安芸太田町大字下筒賀二五五番地	平成一八年二月三日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第19号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年3月1日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
7P0009	告示の日(平成19年3月1日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRNくんTK2	株式会社竹屋 竹内 正博 代表取締役 日井市美穂町 (愛知県春日井市美穂町二丁目98番地)	左 同
6S1382	同 上	回胴式遊技機	ヒカずきあかさんS X	株式会社SNKクリエイティブ 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町1-4番12号)	左 同
6P1498	同 上	ぱちんこ遊技機	CRA待望ジツヘッドX	株式会社高尾 内島敏博 代表取締役 古屋市申川区 (愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地)	左 同
7P0047	同 上	同 上	CRピットク龍神王	株式会社工業株式会社 代表取締役 岸市桃山町 (愛知県春日井市桃山町一丁目127番地)	左 同
7P0067	同 上	同 上	CRピットク龍神王W	同 上	左 同
6S1404	同 上	回胴式遊技機	新世紀エレクトロニック リオゴコロを君に	株式会社ピスター 實田 久治 代表取締役 (東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号)	左 同
6P1441	同 上	ぱちんこ遊技機	CRミツクフルーX F.T	同 上	左 同
7P0011	同 上	同 上	CRAミツクフルーBS	同 上	左 同
6P1474	同 上	同 上	CRAミツクフルーBSR	同 上	左 同
6S1377	同 上	回胴式遊技機	バックトゥーチーシュー	株式会社ロデオ 小宮 隆 代表取締役 (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンフロンツ60)	左 同

6S1216	回 上	回 上	クニムム シチユー	回 上	附 回
--------	-----	-----	--------------	-----	-----

### 広島高速道路公社公告

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十九条及び車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定によって、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、車両制限令第十条第一項の規定によって、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成十九年三月一日

広島高速道路公社理事長 田 原 克 尚

路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
広島市道西一区広島西風新都線 広島市道西三区広島西風新都線 広島市道安佐南四区広島西風新都線 (広島高速四号線)	広島市西区中広町一丁目四番地二〇地先から 広島市安佐南区沼田町大字大塚字日ノ京一八三六番地一地先 まで

#### 一 指定する道路の路線名及び区間

#### 二 指定する期日

#### 三 通行方法

一 一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

##### 1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

##### 2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二

#### 3 道路情報の収集

三メートル以上、縦寸法〇・二メートル以上（又は横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。







二七	落札者等の公示				
二三	一般競争入札				
二九	警察本部公告				
二二	警備員検定合格者審査の実施	一	153	一	
二四	警備員指導教育責任者特例措置講習の実施				
二九	技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)の実施	一	156	一	
三〇	公安委員会公告				
九八	"	三		二	
九七	"	三		二	
九六	"	三		二	
九五	"	三		二	
九四	"	三		二	
九三	"	三		二	
九二	遊技機の型式の検定の告示	二		一	
九一	指定講習機関の代表者の変更の公示	一	153	一	
八〇	公安委員会告示				
四	交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則	三		五	
六	広島県職員採用(高校卒業程度)試験候補者名簿及び広島県職員採用選考資格認定(高校卒業程度)卒業合格者名簿の確定並びに合格者の第二次試験受験番号 身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の受験番号	七		四	
五	人事委員会告示				
四	政治団体の収支報告書の要旨	二	155	一	
三	個人演説会等を開催することができる施設の指定	二		三	
二	個人演説会等を開催することができる施設についての変更	二		三	
一	個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し	二		三	

○ 内水面漁場管理委員会指示  
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためのコイの持ち出し等の禁止及び放流等の制限  
○ 監査委員公表  
十月例月出納検査の結果  
二  
一五  
九  
五